

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金への加入手続は、実家の父親が集会所で家族の分をまとめて行った。当時は役所まで遠く、今のように交通機関も発達していないので、決められた日に集会所に役所の職員が出張してきて手続していた。国民年金保険料の納付について、結婚前は、実家の父親が家族の分を取りまとめて納付していた。結婚後は、自営業であったため、必ず誰かは家におり、居た者が家族全員の保険料を納付していた。一緒に納付していた他の家族は納付済みになっているのに、私の保険料が未納であるはずがない。

当時は、地域における収納活動が盛んな時代で、町内会長が各家庭を集金に回っていた。集金の際、白いカードに押印していたが、そのカードは地震で失ってしまった。

申立期間が未納とされていることは、年金受給時に知らされて、その時から記録に誤りがあると主張していたが、認められず、やむを得ず2年間任意加入して保険料を納付した。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続については、実家の父親が集会所で申立人、申立人の兄及びその妻の分をまとめて行い、保険料の納付については、結婚前の期間は実家の父親が家族の分を取りまとめて納付し、結婚後の期間は、自営業で必ず誰かは家にいたため、家に居た者が家族全員の保険料を納付していたとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人、申立人の兄及びその妻の同手帳記号番号は昭和36年1月に連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間のうち、

結婚前の期間（3か月）については、申立人の兄及びその妻は納付済みであり、また、結婚後の期間（21か月）については、申立人の義母は納付済み、申立人の夫は9か月間（別途申立て）を除き納付済みとなっており、申立人の主張には信憑^{びよう}性がうかがえる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から53年3月まで

私は当初、20歳になったら国民年金に加入することを知らなかったが、昭和55年6月ごろに人から教えられて知ったため、私の母親が市役所へ行って、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したいと伝えた。母親は、最初に50万円を納付し、残りの30万円を翌日に銀行から引き出して納付したことを記憶している。窓口の職員から付加保険料の納付も勧められたが、それは断り、同年7月からの口座振替手続を行った。窓口の職員は、30歳くらいで、背は余り高くなく、角の席で東向きに座っておられた。申立期間について未納とされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする母親は、昭和55年6月ごろに申立人の国民年金の加入手続を市役所で行い、併せて20歳からの未納期間の保険料として、約80万円の金額を2日にわたって納付したと主張しているところ、さかのぼって納付したとする同年は特例納付の実施期間中である上、申立期間は記録上強制加入期間で、市によると、過年度納付や特例納付の納付書を発行していたとしており、さらに、母親が納付したとする金額も申立期間を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの期間及び52年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から41年3月まで
② 昭和52年3月から同年9月まで

申立期間①について、我が家では、父母と兄の国民年金保険料を払っていたが、そこへ20歳になった私が加わり、母が欠かさず保険料を納付していたことを覚えている。当時の経済状況から納付できないはずはない。その後、私が厚生年金保険に加入した時でさえ保険料を納付していたため、保険料が還付されたこともある。

申立期間②について、当時、国民健康保険に加入しており、国民年金についても保険料を納付していた。年金手帳は複数冊持っていたが、平成8年に社会保険事務所でまとめてもらった。その際に、未納期間について確認したところ、未納期間はほとんど無いと回答された。

申立期間については保険料を納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度の開始以来、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、過年度納付が可能な期間である上、当時の同居家族である申立人の両親及び兄については、保険料の納付済期間となっている。

さらに、申立人が厚生年金保険の被保険者となった期間においても、国民年金保険料がいったん納付されていたものが還付されていることが確認でき、納

付意識の高い申立人の母親が、申立期間①についても過年度納付により保険料を納付したと考えるのが自然である。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票によると、申立期間②を含む期間について過年度納付書が発行された旨の記載が確認できる上、申立期間②の直後の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間については、過年度納付されていることから、申立期間②（7 か月）についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

申立期間の当時は、地域における収納活動が盛んな時代で、町内会長が各家庭を集金に回っていた。集金の際、白いカードに押印していたが、そのカードは地震で失ってしまった。町内会長の順番は1年交替で、順番が回ってきたら、我が家も集金した。10軒くらいの単位で集金したら、会長の家に持参し、最終的には役場の出張所に納めていた。

私の家は明治時代創業の店で、必ず誰かは家におり、居た者が家族全員の保険料を納付していた。一緒に納付していた他の家族は納付済みになっているのに、私の保険料が未納であるはずがない。

なお、今回の申立てについては、私の妻の年金記録に誤りがあり、訂正を申し立てた際、私自身の年金記録についても誤りがあることが分かったものである。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人と母親自身の国民年金への加入手続を行い、その後は地域の組織を通じて保険料を納付していたとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人と母親の同手帳記号番号は昭和36年1月に連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間について申立人の母親は納付済みであり、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

また、申立期間の前後は保険料が納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の9か月のみ保険料が未納とされていることは不自

然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、その母親は、国民年金加入期間について、それぞれ国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年7月25日から22年7月25日までの期間について、A社において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社における資格取得日に係る記録を21年7月25日、資格喪失日に係る記録を22年7月25日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年7月から22年5月までを300円、同年6月を600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月20日から22年7月25日まで

私は、申立期間にA社で勤務していた。厚生年金保険の記録照会をしたところ、「資格が取り消されています。」との回答があったが、いつ、誰が何の根拠に基づいて取り消したのか、説明が無い。当時、学校の紹介で同社に入社し、退職時に担当事務員から、次の会社で続けて厚生年金保険に入るように年金手帳を手渡されたことから、在職時に厚生年金保険料を控除されていたと思う。よく調査して、記録を復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶と元同僚の証言により、申立人は、申立期間当時、A社で勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社（事業主はB氏）に係る被保険者名簿については、事業所整理記号が「C」（所在地はD町。昭和22年6月1日全喪）であるもの、及び同記号が「E」（所在地はF町。20年2月1日認定喪失）であるものが存在している。

また、申立人は、A社（上記「E」に係る被保険者名簿に該当）で勤務していたとしているが、当該事業所は、上記のとおり、昭和20年2月1日認定喪失（全喪）となっている。

しかしながら、当該被保険者名簿を見ると、当該認定喪失日の後の昭和21年7月25日に23人（申立人を含む。）が被保険者資格を取得しており、そのうち8人（申立人を含む。）は同日に同資格を喪失し、残る15人も翌月の8月25日に同資格を喪失していることが確認できる。また、標準報酬月額につい

ては、「22年8月15日算定基礎」、「23年1月1日政府決定」、「23年8月1日政府決定」の記載があることが確認できる上、「23年8月1日政府決定」の処理は23年10月1日に行われたことが確認できる。これらのことから、社会保険事務所が行った当該事業所に係る認定喪失（全喪）の事務処理は、上記一連の処理の最終日に当たる23年10月1日以後に遡^{そきゅう}及して行われたものと考えられ、かつ、当該認定喪失の時点（20年2月1日）では、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

さらに、当該被保険者名簿によれば、申立人については、上記のとおり、昭和21年7月25日にA社において被保険者資格を取得（標準報酬月額10等級（300円））及び喪失しているにもかかわらず、「22.6 10級」との記載があり、22年6月に標準報酬月額の改定が行われたことが確認できる。

加えて、申立人と同様に昭和21年4月ごろから1年程度、A社「E」で勤務していたとする元同僚二人についても、上記被保険者名簿において同年7月25日に被保険者資格を取得し、同年8月25日に同資格を喪失していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、当該元同僚のうちの一人を含む3人の元従業員については、認定喪失日（20年2月1日）以後の被保険者期間（いずれも21年7月25日から同年8月25日までの期間）が本人又は遺族の年金受給に当たり、受給対象期間として算入されていることが確認できる上、被保険者名簿では「E」として管理されているにもかかわらず、社会保険庁の管理する厚生年金保険被保険者台帳では「C」として記録されている者もいるなど、二つの事業所の記録が混在している状況が見受けられる。

一方、申立人は昭和21年4月から勤務していたと主張しているところ、複数の元同僚の証言及び記録からは、当時、事業主は一定期間内に採用した者を同年7月25日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められる上、同日以前から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や周辺事情は得られない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められない上、申立人について、昭和21年7月25日に取得した厚生年金保険被保険者資格を遡^{そきゅう}及して取り消す処理を行う合理的理由は無く、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人は、A社で勤務したとする申立期間のうち、21年7月25日から22年7月25日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社の被保険者名簿に記載されている申立人に係る記録から、昭和21年7月から22年5月までを300円、同年6月を600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年1月1日から37年1月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を36年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和36年1月1日から37年1月22日まで

私は、昭和34年3月に高校を卒業し、学校の勧めで同年4月にB県内でA社の代理店として営業していたC社(現在は、D社)のE支店に入社した。36年1月1日から37年1月22日までの厚生年金保険被保険者期間の欠落期間には、毎月、A社から、健康保険、雇用保険、厚生年金保険料等が控除された給与を現金書留で受け取りながら、長期出張でF県内の代理店であったG社に赴任しており、その後A社に戻って、39年6月20日に退職した。

地震で家屋が全壊したため、確認できる資料は提出できないが、申立期間に厚生年金保険に加入していたので、欠落している期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、C社在籍中にH県のA社代理店で研修を受け、直ちにG社に派遣されたとしている。このことについて、当該期間当時、A社に籍を置きながら、G社で勤務していたとする元従業員二人のうちの一人(A社において、入社と同時の昭和35年3月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得)は、「私はA社で3か月間研修を受けた後、G社に派遣されたが、その後しばらくしてから元上司と共に申立人が派遣されてきた。」と証言しており、残る一人(中途採用であるものの、A社において入

社直後とみられる 35 年 11 月 21 日に被保険者資格を取得)も、「私が入社してからすぐに、申立人が G 社に来て、1 年程度勤務していた。」と証言していることから、申立人が、当該期間当時、G 社において勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期に A 社から G 社に派遣された元上司 (A 社において昭和 34 年 2 月 20 日から 39 年 6 月 21 日まで被保険者記録あり) 及び G 社の元プロパー社員二人 (うち一人は経理担当者) は、いずれも、i) 申立人が G 社で勤務していたこと、ii) 申立人のような従業員は A 社が直接雇い入れており、その給与は同社から支給されていたこと、iii) 多くの従業員が A 社から G 社に来ていたが、1 年から 2 年程度勤務した後、A 社又は他の代理店に異動していったことを証言している。

さらに、申立期間②当時に A 社において被保険者資格を取得している者の生年月日から判断すると、同社では、中学校卒業者を含めたすべての従業員について、原則として試用期間を設けていなかったことがうかがえる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる、昭和 36 年 1 月の資格取得者の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定の機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該処理を記録していない。これは通常の処理では考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 1 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、C 社本社に勤務していた元従業員の証言から、申立人が同社 E 支店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社の現在の事業主及び C 社の元事業主の妹によると、C 社 E 支店の従業員の給与計算や社会保険の手続等を行っていたのは同社本社であるが、関係資料等は保管されておらず、当時のことを証言できる者もいないとしており、申立人の厚生年金保険の加入状況が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録から、昭和 34 年 9 月 1 日に C 社で被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 (事務員) に聴取したところ、当該元従業員は同年春に同社 E 支店に入社したとしており、同社で

は、従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年12月4日までの期間については、事業主は、申立人が昭和20年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月4日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和21年8月19日から同年10月1日までの期間、22年4月30日から同年5月6日までの期間及び22年9月8日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、D社（現在は、E社）F支店における資格取得日に係る記録を21年8月19日に、同社G支店における資格取得日に係る記録を22年4月30日に、同社F支店における資格取得日に係る記録を同年9月8日にそれぞれ訂正し、21年8月及び9月の標準報酬月額を300円、22年4月の同月額を300円、同年9月の同月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月22日から同年12月4日まで
② 昭和21年8月19日から同年10月1日まで
③ 昭和22年4月30日から同年5月6日まで
④ 昭和22年9月8日から同年10月1日まで

私は、申立期間①の前からH社で勤務していたが、昭和20年4月に勤務していた事業所がA社C支店となった後も引き続き同年12月3日まで勤務した。また、申立期間②にD社に入社し、申立期間③及び④は継続して勤務し、当該期間に厚生年金保険に加入していたはずである。確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和20年5月1日から同年12月3日までの期間については、B社が提出した申立人に係る職歴証明書により、申立人がA社C支店に同年5月1日（同日入社）から同年12月3日までの期間において勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和20年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日に同資格を喪失した旨の記載がなされていることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人を含む11人の厚生年金保険の記号番号は記載されておらず、申立人は女性として誤って記載されている上、申立人が記載されている前のページに記載された二人の被保険者資格取得日は社会保険庁のオンライン記録と相違していることが確認できるなど、同名簿については不自然な記載が散見されることから、社会保険事務所における申立人に係る被保険者記録が適正に管理されていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年12月4日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年5月の記載から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和20年4月22日から同年4月30日までの期間については、申立人は、申立期間①の前に勤務していたH社から継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、上記のとおり、B社は、申立人がA社C支店に同年5月1日（同日入社）から在籍している旨の回答をしている上、同社には当該期間以前の関連資料等は確認できないとしている。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人と一緒に勤務した当時の元上司及び元同僚は、昭和20年5月1日にA社C支店において被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該記録以前には厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和20年4月22日から同年4月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②、③及び④については、E社が保管している人事カード等から、

申立人が昭和 21 年 8 月 19 日に D 社に入社し、58 年 7 月 31 日に退職した事が確認できる上、申立人の元同僚も申立人の在籍を証言していることから、当該期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立期間については継続して勤務していたものと推定でき、本人より保険料控除していると思われる。」と回答している。

さらに、申立期間②、③及び④当時、D 社に入社している同僚は、「入社後すぐに厚生年金に加入した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②、③及び④において D 社に継続して勤務し（昭和 21 年 8 月 19 日に同社 F 支店に入社、22 年 4 月 30 日に同社 F 支店から同社 G 支店、同年 9 月 8 日に同支店から同社 F 支店にそれぞれ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④に係る標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和 21 年 8 月及び同年 9 月を 300 円、22 年 4 月を 300 円、同年 9 月を 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和21年4月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、240円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年4月15日から22年6月1日まで

私は、昭和21年4月15日にA社に入社して23年9月30日まで継続して勤務した。所持している21年4月15日付けの辞令により本社総務部に勤務し、その後経理部へ移った。厚生年金保険については、会社を信託していたので申立期間が欠落していることには驚いた。勤務した期間はどうか納得のいく回答を頂きたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社が交付した辞令等の資料及び元同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所が管理するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、摘要欄に「19から22.9.1までは郵便年金、22.9.1より新規適用」と記載され、多数の者の備考欄に「郵」の記載があることから、申立期間当時、同社は、団体郵便年金に加入していたものと推認することはできる。しかしながら、当該名簿は申立期間に関連する25ページのうち、10ページにわたり半分以上破損しており、記載された内容を完全に確認することはできない上、複数回書き換えられていることが確認できる。また、申立人についても同様に書き換えられた記載が確認できるが、当初の資格取得日は「22.6.1」とされており、前述の当該名簿の、摘要欄にある「22.9.1より新規適用」との記載と相違し、不自然である。

また、上記の名簿を見ると、被保険者資格の取得日については、申立人に係る記載を含め、同名簿の書き換えの都度に異なっているものが散見される。

さらに、当該名簿の整理番号の並びが順不同となっており、資格取得日を比較検証すると、同名簿も書き換え後のものである可能性が高いものと推認され

る上、その書き換えの際に資格取得日の記載を誤った可能性も否定できない。

加えて、社会保険事務所は、A社に係る厚生年金保険の新規適用は昭和 22 年 9 月 1 日からであり、同社はそれまで団体郵便年金に加入し、団体郵便年金から厚生年金保険に移行した際に調整（1. 団体郵便年金掛金の厚生年金保険への移管、2. 団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険の適用除外、3. いったん、適用除外された者が厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算）が行われた可能性があるとしており、社会保険業務センターが管理する当該被保険者に係る旧台帳に上記の調整の記録が確認できた場合は、団体郵便年金の被保険者期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めるとしているものの、申立人に係る旧台帳は確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る被保険者記録が適正に管理されていたとは言い難く、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同社が交付した辞令により確認できる、昭和 21 年 4 月 15 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の元同僚の昭和 21 年 4 月の記載から、240 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から21年3月までを40円、同年4月から同年9月までを210円とすることが妥当である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から21年10月1日まで

私は、昭和16年4月1日にA社B支店に入社した。その後は合併により、同社から、C社、D社と移っていったが、私は、21年9月末に退職するまで、継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、C社がD社と合併した昭和20年4月1日以降について、厚生年金保険の加入記録が無いが、私は、当時、同社で勤務していたので、加入記録が途切れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A社への入社から、C社、D社へと至る合併による会社の変遷の事実経過についての申立人の説明は正しく、昭和21年9月末に退職するに至った理由にも具体性がある上、複数の元同僚の証言からも、申立人は、申立期間において同社で継続して勤務していたことが認められる。また、複数の元同僚の厚生年金保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたと推認できる。

2 一方、厚生年金保険被保険者名簿については、A社B支店及びC社E支店の同名簿は現存していない上、社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人がC社E支店において昭和20年4月1日付けで被保険者資格を喪失した原因については、「合併」と記載されており、一般的な資格喪失ではなかったことが確認できる。

また、現存するD社F支店の厚生年金保険被保険者名簿においては、申立

人の氏名は確認できないが、筆頭から 25 人目までの被保険者については、i) すべて同じ筆跡で記載されていること、ii) 氏名欄上部に住所地とみられる記載があること、iii) 資格取得年月日の順に記載されていないことから、まとめて記載したものと考えられる。さらに、当該名簿には、本来は同社の新規適用時に作成する被保険者名簿に含まれないはずである昭和 19 年 6 月 1 日に C 社 E 支店で資格取得した被保険者（上記 25 人のうち 4 人）が含まれている上、26 人目の被保険者の資格取得日が 21 年 11 月 20 日であることから、当該名簿は、20 年 4 月 1 日の合併時に作成された当初の名簿ではなく、後に書き換えされたものであることが推認できる。加えて、当該事業所を管轄する社会保険事務所では、戦前戦中の被保険者名簿については、厚生年金保険被保険者台帳への進達を終えた後に順次廃棄され現存しない場合が多く、当該事業所の被保険者名簿についても、後に作り直された可能性は否定できないとしている。これらのことから、現存する D 社 F 支店の厚生年金保険被保険者名簿は、申立人が 21 年 9 月末に同社を退職した後、同年 11 月 20 日ごろまでに、当時在籍していた従業員を対象として作り直されたため、同名簿において申立人の記録が無いものとも推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が存在しない原因としては、被保険者名簿廃棄等の可能性が考えられるが、廃棄等から半世紀も経った今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

- 3 以上を踏まえて本件を見るに、i) 申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できること、ii) 申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失又は廃棄された可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、事業主は、C 社と D 社との合併に伴い、申立人が、昭和 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を管轄する社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る D 社 F 支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 21 年 10 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の C 社 E 支店での記録及び D 社 F 支店での元同僚の記録等から、昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月までを 40 円、同年 4 月から同年 9 月までを 210 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C製作所における資格喪失日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月19日から同年10月1日まで

昭和20年4月1日から同年9月30日までA社に勤務して、厚生年金保険に加入していたはずなのに、社会保険事務所の記録では、同年4月21日に資格取得し、同年8月19日に資格喪失したことになっている。私は、62年4月にB社（A社の継承会社）が発行した申立期間に係る在籍証明書を所持している。被保険者期間が2か月不足していることについて納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月1日から同年9月30日までA社に職員として勤務し、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同年8月19日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人が所持している昭和20年5月8日にA社が発行した職員証及び62年4月27日にB社が発行した在籍証明書により、20年4月1日から同年9月30日までの間、申立人がA社C製作所に職員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和20年6月*日の空襲によりA社C製作所が壊滅した後、同製作所の疎開工場であったD工場に勤務し、終戦後も、終戦前と同様に同工場において業務を行っていたが、同年9月末日に退職を願い出た。給料

も退職時まで変わらない金額であった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が一部保管するA社C製作所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、多くの従業員は昭和20年8月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、その後においても同被保険者記録が継続している者も確認できる上、同製作所の退職者有志で設立された「研究会」発行の「E」によると、「A社は、20年8月15日の終戦とともに操業を終え、翌21年1月にC、F、G工場がGHQから賠償工場に指定され」と記載されており、終戦後においても保全職員が必要であったものと思われる。

加えて、上記の在籍証明書には、「最終勤務地 C製作所保全課」と記載されている上、申立人と同じ中学校を卒業後、A社C製作所に同時期に入社し、昭和20年7月に召集により軍隊に入営した元同僚が、申立人は事務職員であったことを証言していることから、申立人は、同年4月1日から同年9月30日までの間、職員として、継続して勤務していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和20年7月の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和35年3月10日から、A社(現在は、B社)に勤務していたが、36年に、同社が合併によりC社となった際に、厚生年金保険の被保険者期間が1か月分空白となっているので、この間の厚生年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の社員名簿、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが確認できる。

また、C社は、昭和36年に、D社が、A社、E社、F社及びG社の4社と合併してできた会社であり、社会保険事務所の記録により、当該4社の元従業員について厚生年金保険被保険者資格喪失日を見ると、A社は同年3月31日に適用事業所ではなくなっており、すべての元従業員(申立人を含む。)の資格喪失日も同年3月31日となっているのに対し、他の3社(E社、F社及びG社)は同年4月1日に適用事業所ではなくなっており、元従業員の資格喪失日も同年4月1日となっていることから、合併の前後で厚生年金被保険者期間が継続していることが確認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「合併前後において勤務内容に変わりは全くなく、社会保険も継続しており、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述しており、昭和36年3月31日時点においても、A社は適用事業所の要件を

満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に勘案すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 35 年 8 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主も不明であるとしている。しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社は、昭和 36 年 3 月 31 日付けで全喪の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年 3 月分の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年8月まで

昭和44年4月ごろ、役所からの加入の勧めにより国民年金に加入した。その後、当時住んでいた団地の隣人の方と一緒に国民年金保険料を納付していたが、隣人の所在が不明で連絡がとれない。幼い長女を背負って一緒に納付に行ったことを記憶しており、その隣人の方は納付しているはずであるので記録を調査し、私の納付記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、隣人と一緒に郵便局で国民年金の加入手続を行い、申立期間における国民年金保険料を納付していたことがあるとしているが、社会保険事務局によると、郵便局では国民年金の加入手続を行うことができなかったとしている。

また、社会保険庁の記録によると、上記隣人が国民年金に加入し、保険料の納付を開始したのは昭和49年5月以降であり、申立人が国民年金に加入したとする44年ごろには、国民年金に加入していなかったことが確認できる上、当該隣人から聴取したところ、国民年金の加入当時には、申立人と同じ地区には居住していなかったと証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月11日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から49年12月まで

私は、昭和50年1月ごろに夫と別居し、A市に転居してきた。その転居の手續の際に、A市の職員から国民年金保険料を納付しなければならないと言われたので保険料を納付した。

私は、昭和51年9月に、B町に転居してからも納付書で国民年金保険料を納付してきたが、しばらくして、今なら、1回限りのことであるが、さかのぼって保険料を納付できると聞き、申立期間の保険料をまとめて納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した昭和50年1月ごろから、A市で国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年1月21日にB町で払い出されていることが確認できる上、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の50年1月から51年3月までの保険料が、52年1月から同年3月までの間に3回に分けて、同町で過年度納付されていることが確認でき、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人の記憶と相違している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したとしているが、納付の時期及び金額の記憶が定かでは無く、申立期間の保険料を特例納付で納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から15年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から15年9月まで

私は、平成10年9月から15年9月までの国民年金保険料を納付しておけば、65歳になった時に多くの年金が受け取れると言われて、市役所へ行き、国民年金保険料を一括で支払った。金額が多額だったので、係の人に分割納付を勧められたが、年をとって物忘れが多くなるので、一括で納付した。領収書の様なものは頂いたが、どこにしまったかは覚えていない。金額が多額だったので覚えているが、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳を過ぎてから国民年金加入の手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所及び市役所の記録によれば、申立人が申立期間に係る国民年金の任意加入手続を行ったとする記録は見当たらない上、申立人及びその夫には、申立人の任意加入手続を行った時期などの記憶が無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとしているが、申立期間のいずれの時期に納付したとしても、5年分の保険料をすべて一括で納付することは制度上困難であり、申立人には納付した国民年金保険料の具体的な金額の記憶も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月及び同年6月

最初は保険料を窓口納付としていたが、忘れて未納になってはいけないと思い、銀行振り込みへの変更手続を行った。すぐには引き落としにならなくて、その間、未納のお知らせとして督促状が1、2通届いた。集金の方が来られたので2か月分2万7,160円の保険料を納付したことをはっきりと覚えている。平成17年7月から8月のころだったと思う。集金人は、身長160センチから170センチぐらい、40から50歳代の男性だった。首から名札をぶら下げておられたが、名前までは覚えていない。でも領収書が見当たらないので説明になるものが無く、あきらめていたが、どうしても納付した記憶があるので納得できなかった。何度か社会保険事務所に話に行ったが、当時はパニックになっていて、窓口では素っ気なく対応され帰った。申立期間の保険料については間違い無く納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成17年7月から8月ごろに納付したとしているが、社会保険事務所が保管する当該期間に係る領収済通知書には、本件に該当する領収済通知書は見当たらない。

また、社会保険庁は、「国民年金推進員の業務における個人情報漏洩の防止の徹底について」（庁保険発第0813001号平成16年8月13日）により、国民年金推進員は必ず金銭登録機を使用することを通知しているところ、社会保険事務所によると、戸別訪問時に保険料を受領する場合は、金銭登録機から領収書を発行し、その発行履歴は領収済通知書に記録され、後日、国民年金推進員（集金人）が徴収した保険料の記録と領収済通知書の記録を照合

していたとしており、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 16 日から同年 12 月まで
② 昭和 33 年 12 月から 35 年 3 月まで
③ 昭和 35 年 4 月から 38 年 12 月まで

社会保険庁の記録では、A社において厚生年金保険の資格を喪失したのは昭和 33 年 8 月 16 日になっているが、38 年 12 月までずっと同社で勤務していた。元同僚や元上司も証言してくれているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和 33 年 8 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされているが、申立人は、同年 12 月までA社B営業所において勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしている。

また、申立期間②については、申立人は、A社C支店で勤務していたとしており、同支店で勤務していた元同僚 12 人に、自身が同支店に在籍していたことについての証明書を書いてもらい、当委員会に提出してきている。

しかしながら、複数の当該元同僚から、当時の状況を聴取した結果、申立人がA社B営業所及び同社C支店で勤務していたことは推認できるものの、勤務していた期間や勤務状況についての明確な証言までは得ることができない。

また、申立人が、申立期間②当時、A社C支店の所長を同時に務めていたと記憶する二人の元所長の同社における厚生年金保険被保険者記録を見ると、両者の被保険者期間はそれぞれ昭和 22 年 11 月 1 日から 33 年 7 月 31 日までの期間、22 年 11 月 1 日から 34 年 2 月 29 日までの期間であることが

確認できることから、申立人が申立期間②において同社C支店で勤務していたとは考え難い。

さらに、A社B営業所の元所長が、申立人が同営業所から同社C支店へ転勤していったことを証明していることから、申立人が同営業所で勤務していたのは、同社C支店における在職時期よりも前の期間であると考えられるが、申立人が記憶する上記の同社C支店の元所長のうち一人が、申立期間①よりも前の昭和33年7月31日に同社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人が申立期間①において同社B営業所で勤務していたとも考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和34年当時に被保険者資格がある者には、同年に健康保険証の更新が行われたことを示す「34更」のゴム印が確認できるにもかかわらず、申立人については押印されていないことから、申立人が同年以降、同社において健康保険に加入していたとは認め難く、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

- 2 申立期間③については、申立人が記憶するA社D支店の元同僚5人のうち、3人は申立人のことを記憶しておらず、残る二人は既に亡くなっているため、申立人の同支店における勤務の事実を確認できない。

また、A社B営業所、同社C支店及び同社D支店の被保険者は、同一の被保険者名簿により管理されていることから、上記1の理由により、申立期間②に引き続く申立期間③においても、申立人が同社において健康保険に加入していたとは認め難く、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立期間③のうち、昭和37年2月3日から同年7月8日までの期間については、他の事業所において申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 6 日から 37 年 1 月 5 日まで

私は、60 歳ごろに社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、A 社 B 支店の厚生年金保険の脱退手当金を支給されていることが分かった。当時は、年金記録の訂正を主張したものの認められなかったが、昨年からの年金記録問題もあり、私自身は脱退手当金の手続及び受給もしていないし、脱退手当金の制度があったことも知らないのに、脱退手当金が支給されていることはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、「従業員の脱退手当金について代理請求を行っていた。」としている上、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び被保険者資格喪失届の控えを保管しており、当該資料によると、当該事業所が申立人の脱退手当金についても代理請求していたことが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 3 月 27 日に支給決定されている上、被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、同年 2 月 7 日に厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記録が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
戦争が終わってA社での仕事が無くなり、軍需工場が米軍に接收されるといふこともあり、昭和 20 年 10 月に同社を退職した。退職する際に、上司に相談すると反対されたので、正式な手続もしないまま退職したが、当時、脱退手当金という制度があるのも知らなかった。

昭和 62 年 7 月に申立期間に係る脱退手当金が支給されたと知ったが、もらった記憶が無いのに支給したという記録が社会保険庁にあるのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る厚生年金保険の「被保険者索引カード」を見ると、「脱退手当金請求済」との押印がなされていることが確認でき、このことについて同社は、「当該カード以外に関係資料が保管されていないため詳細は不明であるが、当該カードの記載を見る限り、当社が申立人の代理として脱退手当金を請求したものと考えられる。」としている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 22 年 5 月 14 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年ごろから 37 年ごろまで
② 昭和 40 年ごろから 44 年ごろまで

給料から保険料が控除されるのをしんどいと思っていた記憶があります。A社で勤務していた時に、お客さんの紹介によりB社に入社しました。その後、40年ごろには、C社に入社しました。それぞれの勤務期間には厚生年金保険に加入していたと思います。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、B社で勤務していたとしているが、当該事業所を登記簿謄本で確認することができない上、申立人は申立期間当時の元同僚等の氏名を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できない。

また、地元の同業者で組織する協同組合の担当者によると、「過去の組合員の中に、B社という事業所は無く、古くから在籍している者もB社という事業所を知らない。」としている上、社会保険事務所の厚生年金保険の適用事業所に係る記録においても、申立人の記憶に合致する事業所を確認できなかったことから、申立人の勤務状況が不明である。

2 申立期間②については、申立人は、C社で勤務していたとしているが、当該事業所を登記簿謄本で確認することができない上、申立人は申立期間当時の元同僚等の氏名を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できない。

また、社会保険事務所の厚生年金保険の適用事業所に係る記録によると、申立期間②当時、県内で「C社」と類似名の適用事業所を5事業所確認することができたが、いずれも申立人の記憶とは合致せず、申立人の勤務状況が不明である。

さらに、申立人は、昭和 45 年に結婚のためC社を退職したとしているが、

戸籍謄本によると、申立人は41年に婚姻していることが確認でき、申立期間②に当該事業所で勤務していたとする申立人の記憶はあいまいである。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 8 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 45 年 12 月 10 日から 46 年 3 月 23 日まで

私は農閑期に、A社B工場及びC社に季節労働者としてそれぞれ6か月間ほど勤務していたが、A社については4か月、C社については2か月しか被保険者期間が無く、納得できない。その欠落した期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持していたA社に係る失業保険被保険者離職票、並びに同社から提出された在籍証明書及び社員名簿の記録から、申立人が同社で勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和44年12月1日であることが確認でき、申立期間①の被保険者記録が無い。

また、当該被保険者名簿により、申立人と同様に昭和44年12月1日に当該事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員3人に聴取したところ、当該元従業員はいずれも、「A社では季節労働者として勤務しており、勤務したのは10月中旬あるいは遅くとも11月からであった。すぐには保険に加入していなかったと思う。」と証言していることから、当時、事業主は入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の現在の担当者は、厚生年金保険の被保険者資格得喪の届出は、申立期間①当時も本社一括で行っており、被保険者となっていない者の給与から保険料を控除することは無いと証言していることから、同社は、申立期間①当時の季節労働者について、昭和44年12月1日を被保険者資格取

得日として届け出ており、被保険者資格を取得する前である申立期間①については、給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと推認される。

- 2 申立期間②については、申立人が所持していたC社に係る失業保険被保険者離職票の記録から、申立人が同社で勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和45年12月10日であることが確認でき、申立期間②の被保険者記録が無い上、同月15日に健康保険証を返納した旨記録されていることが確認できる。

また、C社が保管する健康保険厚生年金保険台帳の記録では、申立人が同社に係る被保険者資格を喪失したのは昭和45年12月10日となっており、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、C社で昭和43年から平成元年までの間、毎年、季節労働者として勤務していたことが確認できる元従業員は、「申立期間当時、季節労働者は雇用保険には加入していたが、厚生年金保険の加入は自由で、保険料が高いということで加入しない者もあり、途中で加入を辞める者もいた。」と証言している上、昭和42年から平成元年まで勤務していたとする別の元季節労働者（昭和49年から60年までの期間は被保険者記録無し）は、同様の証言のほか、「時期は定かでないが、『出稼ぎ互助会』のような組織があり、そちらで国民健康保険のみに加入していた者もいた。」と証言している。これらの証言から、申立期間②当時、同社で季節労働者として勤務していた元従業員は、すべての者が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月1日から同年6月1日まで
② 昭和21年10月31日から22年4月1日まで

私は、戦友の父親の紹介で昭和21年2月にA社B支店に入社して22年3月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、21年6月1日から同年10月31日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間しか確認できないとされており納得できないため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社B支店に入社するに至った経緯並びに当時の元同僚及び元上司の名前を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、A社B支店の従業員に係る厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和20年10月から21年2月までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を新たに取得した者は確認できない上、申立人が記憶する元上司の経理課長は、申立人が勤務を開始したとする時期より後の同年3月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、元従業員によると、「A社B支店に勤務した期間と厚生年金保険の被保険者期間について一致しない期間があるが、試用期間があったかもしれない。」と証言している上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和21年3月1日に60人、同年5月1日に27人、同年6月1日に申立人を含め11人が被保険者資格をそれぞれ

取得していることから、当時、事業主は、勤務していた従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

2 申立期間②については、当該期間にA社B支店における厚生年金保険の被保険者記録を有する元同僚3人及び元従業員10人の計13人から聞き取り調査を行ったところ、申立人のことを記憶している者が6人いたが、このうち5人は、「申立人の勤務していた期間については分からない。」としている。また、残る一人は、「申立人は、昭和21年4月ごろから同年10月ごろまで勤務していたと思う。」としており、社会保険庁の記録とおおむね一致している。このことから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことについて確認できない。

3 社会保険庁の記録によると、A社B支店は、昭和25年2月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び申立人が記憶する元上司の所在が確認できないため、申立期間①及び②当時の同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月6日から20年6月30日まで
私は、A社（現在は、B社）の事業所において、昭和19年1月6日から20年6月30日までの間、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年1月6日から20年6月30日までの間、A社において継続して勤務していたとしているところ、申立人は、同社において勤務するに至った経緯及び複数の元同僚の名前を具体的に記憶している上、申立人が記憶する元同僚は、「勤務期間は不明であるが、申立人と同社で一緒に勤務した。」と証言しており、同社の元従業員も、「申立期間当時、申立人が記憶する住所にあったA社C支店に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社によると、A社は、昭和19年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったとしており、申立期間のうち、同年1月6日から同年9月30日までの間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、B社によると、正式に雇用した従業員は、同社が保管する社員名簿に登載して厚生年金保険に加入させており、同名簿を確認したが、申立人及び申立人が記憶する元同僚5人の氏名は確認できないとしている上、当時は、それぞれの事業所で現地採用した従業員もおり、現地採用者を厚生年金保険に加入させていたかどうかについては不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所によると、A社C支店に係る新規適用時の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を保管しておらず、当該事業所の厚生年金保険の

新規適用日は不明であるとしている上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る最も古い同名簿を見ると、昭和21年10月1日付けで37人の従業員が一括して被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間当時に被保険者資格を取得した者は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から元従業員を把握し、申立期間に同事業所に勤務していたとする二人から聞き取り調査を行った結果、二人とも申立人についての記憶は無く、そのうちの一人（昭和21年10月1日資格取得）は、「当時支店に勤務する労務者は、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言等は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 57 年 1 月 31 日まで

私は、昭和 53 年 10 月 2 日に A 社に入社し、B 営業所で 59 年 12 月 31 日まで継続して勤務していたが、入社から 1 年後の 54 年 10 月から厚生年金保険に加入するように勧められ、加入することにしたが、厚生年金保険の加入記録が 57 年 2 月 1 日からの加入になっており、申立期間の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月 2 日に A 社に入社し、1 年後の 54 年 10 月 1 日から同社の従業員に勧められて厚生年金保険に加入し、59 年 12 月末まで継続して、B 営業所で勤務していたとしているところ、複数の元従業員によると、「申立人と一緒に勤務していた。」と証言しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社によると、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は残っていないとしている上、複数の元従業員から聴取したものの、当時の厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

また、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を有し、申立人と同じ事業所で勤務していた元従業員二人によると、「自分の厚生年金保険の加入について、上司や同僚に勧められた記憶は無い。」としている上、厚生年金保険への加入を勧められたと申立人が記憶する元同僚によると、「申立人に対して厚生年金保険に加入するように勧めた記憶は無い。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A 社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 54 年 5 月 1 日から、申立人が被保険者資格を取得した 57 年 2 月 1 日までの間に、申立人の氏名は

確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、公共職業安定所が保管する A 社に係る雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人は、昭和 57 年 1 月 26 日から 59 年 12 月 31 日までの間、同社において雇用保険被保険者であったことが確認でき、社会保険庁の記録とほぼ一致することが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 10 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 19 年 4 月 10 日に A 社 B 支店へ入社した日から同年 10 月 1 日までの厚生年金の記録がありません。当時は C 工場に配属され、現場作業に従事していました。現場作業者については、入社と同時に社会保険に加入させられ、個人によって保険加入の是非は許されていませんでした。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社 B 支店 C 工場において勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載されており、その上部に制度改正を意味する「転員」と記載されていることが確認できる。このことについては、旧厚生省年金局が編集した「厚生年金保険 50 年史」を見ると、「労働者年金保険は 17 年 6 月 1 日を期して発足した。強制被保険者の範囲は健康保険法第 13 条に規定する事業所で、常時 10 人以上の労働者を使用するものに使用される男子労働者とされ、女子についてはその勤続期間の短いこと、職員については労働者との身分上の相違や現場職員の人事交流の実情等からそれぞれに強制被保険者の範囲から除くこととされた。また、労働者年金保険法中改正法律は昭和 19 年 2 月 16 日、法律第 21 号として交付され、まず労働者年金保険法から厚生年金保険法への名称変更と、被保険者の資格関係等の規定（強制被保険者の範囲は、健康保険の適用事業所と同一になり、職員、女子も被保険者とされるに至った。）が同年 6 月 1 日から施行された。」と記載されており、申立人は、職員として 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことがうかがえる。

また、社会保険事務所によると、「厚生年金保険は、昭和19年6月に適用範囲が拡大（職員及び女子の加入）されたことによる準備期間があり、保険料の徴収が開始されたのは、同年10月からであるため、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年6月1日となっているが、給付期間等の算定は同年10月1日からの取り扱いとなっている。」としており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている資格取得日も、オンライン記録と同様に同年10月1日であることが確認できる上、申立人が名前を記憶していた同期入社の3人の元同僚についても、オンライン記録における資格取得日は同年10月1日と確認できる。

さらに、複数の元従業員は、申立人の申立てている職名は、職員であったと証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで
私がA社に入社した昭和39年4月の初任給は、約2万7,000円であった。
また、同社を退職して職業訓練所に入所中には、退職時の給料の6割に当たる4万8,000円の失業給付金を受給していた。
それにもかかわらず、同社に勤務中の標準報酬月額が、入社時は1万6,000円、退職時は2万8,000円と、手取り月収と大きな差異があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、A社は、申立期間当時、給料支給日とは別の日に、給料と同額程度の時間外手当を支給していたことは推認できる。

しかしながら、A社が提出した資格取得届の控えに記載されている申立人及び申立人と同職種であった元同僚4人の標準報酬月額は、社会保険事務所に保管されている厚生年金保険被保険者名簿の記録どおりであり、申立期間において5人とも同じ額で推移していることが確認できる上、同名簿に記載された申立期間に係る標準報酬月額には、遡及して訂正する等の不自然さをうかがわせる点は見当たらない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる14人に給与明細書の有無及び保険料控除の状況について照会したところ、回答のあった11人全員が申立期間当時の給与明細書を所持していないものの、このうち7人は、当時の給料と標準報酬月額には整合性があると回答している上、そのうち2人は「時間外手当を除いた給与額と標準報酬月額を比較した場

合に整合性がある。」としている。

さらに、申立人が申立期間において、その主張する手取り月収に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から当該保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年12月31日まで

私は、昭和23年4月から職業訓練所で1年間訓練を受け、24年3月に卒業し、翌月に訓練所の近くのA社に就職した。私は、同社で、「Bさん」の下で業務に従事していたので、この期間について厚生年金の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

県庁が保管する職業訓練所に関する記録を見ると、申立人が昭和24年3月に職業訓練所を卒業し、同年4月からのA社への就職をあっせんした旨が記載されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によると、申立期間に厚生年金保険の適用を受けている事業所名は「C社」であることが確認できる上、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員が、「当時、町には、Dという名が付いた会社は一軒しか無かった。」と証言していることから、申立人は、同年4月にA社ではなく、C社に就職したものと推認できる。

しかしながら、申立人は「B氏」以外の元同僚の名前を覚えておらず、また、申立期間当時、C社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる4人に照会したが、回答があった2人からは、申立人が申立期間において同社で勤務していたことを裏付ける証言は得られない。

さらに、C社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員のうち一人は、「昭和25年4月に就職した当初の業務形態は請負で、加工賃を受け取っていたが、27年3月ごろから給料制度になり、厚生年金保険に加入するようになった。当時の従業員の多くは年金に入っていなかったと思う。」と証言している。また、当該名簿に記載がある唯一の「B氏」（平成4年*月死亡）は、申立人が同社に就職したと推認できる24年4月の翌月、同年5月12

日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから、事業主は、申立期間当時、従業員を入社と同時には厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険庁が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名の記載は無い上、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
② 平成 12 年 8 月 1 日から同年 12 月 30 日まで

A社における、平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日までと、12 年 8 月 1 日から 12 年 12 月 30 日までの標準報酬月額が相違していると思われるので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が所持する給与明細書により、申立人は申立期間において、社会保険事務所が管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月收入(総支給額)を得ていたことは確認できる。

しかしながら、申立期間において、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致又はそれ以下であることが確認できる。

また、社会保険庁の当該標準報酬月額の記録には、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。